

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2212223 号
令和 4 年 1 2 月 2 2 日
原 子 力 規 制 庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 6 月 30 日付け令 04 原機（再）021（令和 4 年 11 月 28 日付け令 04 原機（再）054 をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき申請された「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の変更認可申請について」（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 50 条第 2 項第 1 号に定める再処理の事業の指定又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 50 条第 2 項第 2 号に定める使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、「日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」（平成 29 年 4 月 19 日原子力規制委員会決定。以下「審査の考え方」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 50 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の変更の概要は、国立研究開発機構日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設（以下「東海再処理施設」という。）の廃止措置計画に示す以下の性能維持施設について、定期事業者検査の検査対象として維持管理を行うため、再処理施設保安規定に追加するものである。

1. 令和 3 年 10 月 5 日付け原規規発第 2110059 号で認可を受けた廃止措置計画変更認可（以下「令和 3 年 10 月認可」という。）において新たに追加した、再処理施設の津波対策、竜巻対策及び事故対処に係る性能維持施設
2. 令和 4 年 6 月 30 日付け令 04 原機（再）020（令和 4 年 11 月 28 日付け令 04 原機（再）055 をもって一部補正）で申請のあった廃止措置計画変更認可申請（以下「令和

4年6月申請」という。)において新たに追加した、高放射性廃液貯蔵場及びガラス固化技術開発施設の内部火災対策、内部溢水対策及び事故対処に係る性能維持施設

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ-1. 原子炉等規制法第50条第2項第1号

規制庁は、本申請に係る性能維持施設の定期事業者検査対象への追加が、再処理の事業の指定又は変更の許可を受けた再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容等と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第50条第2項第1号に定める再処理の事業の指定又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ-2. 原子炉等規制法第50条第2項第2号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）の関係条文に関する審査の考え方に適合するものと判断したことから、原子炉等規制法第50条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1. 再処理規則第17条第2項第20号（再処理施設の施設管理）

再処理規則第17条第2項第20号に関する審査の考え方は、施設管理の方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。）、使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていることを求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、再処理規則第17条第2項第20号に関する審査の考え方に適合するものと判断した。

- (1) 本申請に係る性能維持施設の追加に際して、既認可の保安規定に定める施設管理の方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の策定並びにこれらの評価及び改善について変更の必要がないこと
- (2) その上で、令和3年10月認可及び令和4年6月申請において新たに追加するとした性能維持施設について、定期事業者検査の実施に関することを定めた保安規定第195条を適用する性能維持施設に追加されていること

また、規制庁は、上記の項目以外に、再処理規則第17条第2項第4号（廃止措置を行う者の職務及び組織）、同第6号（廃止措置を行う者に対する保安教育）、同第8号（保安上特に管理を必要とする設備の操作）、同第16号（非常の場合に講ずべき処置）、

同第17号（設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置）、同第18号及び第19号（再処理施設に係る保安に関する適正な記録及び報告並びに廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告）、同第23号（廃止措置の管理）等の関連条文については、既認可の保安規定が本申請で追加される性能維持施設にも適用されるものであり、これらの関連条文に係る既認可の保安規定の記載事項に変更の必要がないことを確認した。